

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年9月18日

幕別町監査委員 柏本 和成

幕別町監査委員 乾 邦 廣

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求書の提出

平成27年7月27日

3 請求内容

主張事実(要旨)及び措置要求

前幕別町長による幕別町新庁舎建設事業に関する予算の計上及び入札執行に係る一部不成立による随意契約締結について、新庁舎建設事業の費用に関する説明が不十分であること、新庁舎建設事業の経済的合理性が立証されていないこと、最終的な町の負担額が際限なく増加する恐れがあること、財政状況が逼迫していることにより、「最少の経費で最大の効果」を挙げるように義務づけた地方自治法第2条第14項に違反し、また、既に過大な累積債務を負担し、正常な行政の執行が困難となりつつある幕別町に更に過重な債務を負わせることになることは明らかであり、幕別町新庁舎建設工事に関し、不当な公金を支出してはならない。

また、仮に支出した場合には、幕別町長に対しその公金の返還を請求する。

4 請求の要件審査

本件監査請求は平成27年7月27日付で受付し、要件審査を行った結果、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の主張事実(要旨)及び措置請求における次の主張に関すること

次の4つの理由から、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない等定められ

た地方自治法第2条第14項に違反するため、幕別町新庁舎工事に関し不当な公金を支出してはならない。仮に幕別町長が幕別町新庁舎工事に関し不当な公金を支出した場合には、幕別町長に対し、この公金の返還を請求するよう勧告することを求めるとの主張。

- (1) 新庁舎建設事業の費用に関する説明が不十分であること。
- (2) 新庁舎建設事業の経済的合理性が立証されていないこと。
- (3) 最終的な町の負担額が際限なく増加する恐れがあること。
- (4) 財政状況が逼迫していること。

2 監査対象部局

企画室、総務部総務課、建設部都市施設課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して地方自治法第242条第6項の規定により、平成27年8月17日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において請求の趣旨の補足説明を行った。

4 関係職員の調査等

地方自治法第199条第8項の規定により、監査のため必要があると認めたので、関係書類の提出を求めるとともに関係職員の出頭を求め、平成27年8月20日に調査を行った。

第3 監査の結果

1 認定した事実

- (1) 平成26年6月11日、幕別町議会6月定例会で平成26年度幕別町一般会計補正予算第1号が議決された。このうち新庁舎整備事業費は、平成26年度から平成27年度までの継続事業で総額2,496,280千円である。
- (2) 平成26年7月30日、幕別町は新庁舎建設工事の入札を行った。件数は6件で、予定価格（税抜き）は、建築主体その1が920,990千円、建築主体その2が667,450千円、電気設備その1が164,170千円、電気設備その2が159,430千円、機械設備その1が227,240千円及び機械設備その2が77,540千円であった。結果は、電気設備その1が158,700千円（税抜き）、電気設備その2が154,000千円（税抜き）及び機械設備その2が76,000千円（税抜き）で3件が落札し、

建築主体その1、建築主体その2及び機械設備その1の3件については、再入札を2回行ったが不落札となったため、最低入札価格者と協議を行い、協議が成立し、平成26年8月6日の第3回町議会臨時会で議決を得て予定価格の範囲内での随意契約を行った。

また、新庁舎建設に至る経緯について、次表のとおり確認した。

H22. 10. 21	庁舎耐震化検討業務契約
H23. 3. 18	庁舎耐震化検討業務完了
H23. 6. 16	議会庁舎建設に関する調査特別委員会の設置（第1回）
H23. 6. 17	新庁舎建設基本方針（案）決定
H23. 6. 20	第2回庁舎建設に関する調査特別委員会（新庁舎建設基本方針（案）説明）
H23. 7	7月町広報紙（庁舎建設検討）
H23. 7. 1	町ホームページ（庁舎耐震化検討業務報告書（概要））
H23. 7. 12	第3回庁舎建設に関する調査特別委員会
H23. 7. 16	新庁舎建設に係るまちづくり出前講座
H23. 7. 28	第4回庁舎建設に関する調査特別委員会（新庁舎建設を全会一致で確認）
H23. 8	8月町広報紙及び町ホームページ（新庁舎建設基本方針（案）概要）
H23. 9	9月町広報紙及び町ホームページ（新庁舎建設Q&A）
H23. 9. 1	第5回庁舎建設に関する調査特別委員会
H23. 9. 14	第6回庁舎建設に関する調査特別委員会
H23. 9. 27	役場庁舎分散設置陳情（不採択）
H23. 9. 30	第7回庁舎建設に関する調査特別委員会
H23. 10	10月町広報紙（調査特別委員会の議論概要）
H23. 10. 17	新庁舎建設に係るまちづくり出前講座 新庁舎建設基本方針（案）住民説明会（福寿）
H23. 10. 18	新庁舎建設基本方針（案）住民説明会（町民会館）
H23. 10. 24	新庁舎建設基本方針（案）住民説明会（札内福祉センター）
H23. 11	11月町広報紙（住民説明会の内容）
H23. 11. 1	新庁舎建設基本方針（案）住民説明会（札内南コミセン）
H23. 11. 2	新庁舎建設基本方針（案）住民説明会（札内北コミセン）
H23. 11. 4	新庁舎建設基本方針（案）住民説明会（百年記念ホール）
H23. 11. 22	第8回庁舎建設に関する調査特別委員会
H23. 12	12月町広報紙及び町ホームページ（住民説明会の内容）
H23. 12. 6	新庁舎建設に係るまちづくり出前講座
H24. 2	2月町広報紙（新庁舎建設基本方針（案）に対する意見募集）
H24. 2. 1～ H24. 2. 20	新庁舎建設に関する町民からの意見募集（新庁舎建設基本方針（案））
H24. 2. 3	第9回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 2. 4	新庁舎建設に係るまちづくり出前講座
H24. 3. 14	第10回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 3. 22	第11回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 3. 23	幕別町庁舎建設基金条例の議決
H24. 3. 26	町ホームページ（新庁舎建設基本方針（案）に対する町民からの意見募集の結果）
H24. 4	4月町広報紙（新庁舎建設基本方針（案）に対する町民からの意見募集の結果）
H24. 4. 5	第12回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 4. 15	新庁舎建設に係るまちづくり出前講座
H24. 5	5月町広報紙（調査特別委員会の議論概要）
H24. 5. 1	新庁舎建設候補地地質調査委託料補正予算の議決

H24. 5. 10	新庁舎建設候補地地質調査委託
H24. 6. 14	新庁舎建設候補地地質調査完了 第13回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 6. 19	第14回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 6. 27	第15回庁舎建設に関する調査特別委員会（新庁舎の位置を「現庁舎敷地」とすることを全会一致で確認）
H24. 7. 11	第16回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 7. 18	町ホームページに新庁舎建設基本方針策定全文掲載
H24. 7. 23	新庁舎基本設計委託料補正予算の議決
H24. 8	8月町広報紙（新庁舎建設基本方針概要）
H24. 8. 10	第1回設計者選考委員会
H24. 8. 28	新庁舎建設基本構想（案）決定
H24. 8. 29	第17回庁舎建設に関する調査特別委員会（新庁舎建設基本構想（案）提示）
H24. 9	9月町広報紙（新庁舎建設基本構想（案）概要） 町ホームページに新庁舎建設基本構想（案）全文掲載
H24. 9. 3～ H24. 9. 21	新庁舎建設基本構想（案）に対するパブリックコメント実施
H24. 9. 13	第18回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 9. 24	第2回設計者選考委員会（第1次審査）
H24. 9. 25	第19回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 10. 28	第3回設計者選考委員会（第2次審査）
H24. 10. 29	第4回設計者選考委員会（最終決定）
H24. 10. 31	第20回庁舎建設に関する調査特別委員会
H24. 11	11月町広報紙及び町ホームページ（新庁舎建設基本構想（案）に対するパブリックコメントの内容公表）
H24. 11. 7	新庁舎建設基本構想策定
H24. 11. 9	町ホームページに新庁舎建設基本構想全文掲載
H24. 11. 16	新庁舎建設基本設計契約締結
H24. 12	12月町広報紙（新庁舎建設基本構想概要及び設計者審査結果の公表）
H24. 12. 19	第1回新庁舎建設基本設計アドバイザー会議
H24. 12. 21	第21回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 1. 22	第22回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 3. 5	第23回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 3. 14	第24回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 3. 28	第2回新庁舎建設基本設計アドバイザー会議
H25. 4. 10	第25回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 4. 19	第26回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 5. 2	第27回庁舎建設に関する調査特別委員会 第3回新庁舎建設基本設計アドバイザー会議
H25. 5. 15	第28回庁舎建設に関する調査特別委員会（免震構造を採用する方向を確認）
H25. 5. 28	新庁舎建設基本設計（素案）に関する地区別住民説明会（公区長会議） 新庁舎建設基本設計（素案）に関する地区別住民説明会（町民会館）
H25. 5. 29	新庁舎建設基本設計（素案）に関する地区別住民説明会（札内福祉センター）
H25. 5. 30	新庁舎建設基本設計（素案）に関する地区別住民説明会（福寿）
H25. 6	6月町広報紙（新庁舎建設基本設計（素案）の概要公表）
H25. 6. 3～ H25. 7. 2	新庁舎建設基本設計（案）に対するパブリックコメント実施
H25. 6. 13	新庁舎実施設計等の関連補正予算の議決 第29回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 7	7月町広報紙及び町ホームページ（新庁舎建設基本設計（素案）に関する地区別住民説明会結果概要）

H25. 8	8月町広報紙及び町ホームページ（新庁舎建設基本設計（素案）に対するパブリックコメント実施結果の概要）
H25. 8. 27～ H25. 8. 28	第4回新庁舎建設基本設計アドバイザー会議（個別打合せによる）
H25. 8. 30	第30回庁舎建設に関する調査特別委員会 新庁舎建設基本設計完了
H25. 9. 19	第31回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 9. 27	第32回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 10	10月町広報紙及び町ホームページ（新庁舎建設基本設計概要の公表）
H25. 10. 3	社会福祉法人ひまわりと新庁舎カフェスペースの協議
H25. 10. 9	新庁舎建設実施設計契約締結
H25. 10. 18	第33回庁舎建設に関する調査特別委員会
H25. 11. 28	新庁舎における障がい者の働く店の設置について協議
H25. 12. 20	第34回庁舎建設に関する調査特別委員会
H26. 3. 6	第5回新庁舎建設基本設計アドバイザー会議
H26. 3. 20	新庁舎建設実施設計完了
H26. 5. 9	第35回庁舎建設に関する調査特別委員会
H26. 6	6月町広報紙及び町ホームページ（新庁舎建設実施設計の概要公表）
H26. 6. 19	第36回庁舎建設に関する調査特別委員会 特定建設工事共同企業体の募集公告

2 判 断

前記1で認定した事実に基づき、請求人が主張する違法性や不当性について次のように判断する。

請求人は、前幕別町長の行為は、「最少の経費で最大の効果」を挙げるようにと義務づけた地方自治法第2条第14項に違反すると主張している。

地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項については、「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制を基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事

実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決）。」

（平成17年7月27日大阪高等裁判所判決）と判示されており、幕別町の予算の計上及び予算の執行の判断が著しく合理性を欠き広範な裁量権の逸脱又は濫用があるかどうかの問題になる。

以下、請求人の主張について検証を行うものである。

- (1) 1点目に請求人は、本件新庁舎建設事業に関し、当初その予算額を本体工事について18億円程度で進めるということが議論の出発点であったが、建設方法について免震構造を採用することになり、更に費用が膨らむこととなった。この間、東日本大震災による復興需要の増加とこれに伴う建設業の単価の高騰や消費税等の社会情勢の変化があり、日を追う毎に建設費用の予算額は増加し、この点についての町民に対する周知ないし説明が誠に不十分である。特に、入札が成立せずに随意契約にて発注を行わざるを得なかった点に関して極めて不透明な措置であり、結果的に新庁舎建設に関する費用的な効率性を失う結果となったとの主張である。

請求人は、本件新庁舎建設事業に関し、当初その予算額を本体工事について18億円程度で進めるということが議論の出発点であったと主張しているが、ここで言っている18億円という金額は、基本設計業者を選定する際のプロポーザルの段階において、提案のあった躯体と設備工事に係る参考までの概算事業費を選考委員会において聴いた時に設計業者から提示されたものであり、幕別町として提示した予算額ではない。

新庁舎建設事業については、『第3“1 認定した事実”』新庁舎建設に至る経緯で示すとおりのプロセスを経てその必要性等が討議され、“基本方針策定”“基本構想策定”“基本設計”等の各過程において、まちづくり出前講座、地区別住民説明会、町民からの意見募集、パブリックコメント、公区長会議、関係団体への説明等が実施された。また、広報紙やホームページ（新庁舎建設のおしらせ）への掲載により周知されている。幕別町議会庁舎建設に関する調査特別委員会に対しても逐次説明がなされているので、建設費用に関する説明が不十分とはいえ不当でもない。

次に、随意契約を行ったものは6件中3件であり、次のとおりである。

1件目は、幕別町新庁舎建設工事（建築主体その1）で、平成26年7月30日、幕別町町民会館2階講堂において、予定価格（税抜き）920,990,000円、最低制限価格（税抜き）828,891,000円により地方自治法施行令第167条第1項第3号による公募型指名競争入札を実施し、第1回

目の入札結果は不落札となり、第2回、第3回の再入札の結果いずれも不落札となったため、指名委員会での決定により、最低価格入札者を相手方とした地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び競争入札心得第9条第3項による随意契約を実施することとし、平成26年7月30日建設工事請負契約の締結に関する契約を請負代金額994,669,200円（うち消費税及び地方消費税の額73,679,200円）で締結した。

平成26年8月6日第3回幕別町議会臨時会において、議案第42号工事請負契約の締結についてにより原案可決され、同日相手方である藤原・萩原特定建設工事共同企業体代表藤原工業株式会社代表取締役へ本契約の締結について通知し、同日契約の締結を行った。

2件目は、幕別町新庁舎建設工事（建築主体その2）で、平成26年7月30日、幕別町町民会館2階講堂において、予定価格（税抜き）667,450,000円、最低制限価格（税抜き）600,705,000円により地方自治法施行令第167条第1項第3号による公募型指名競争入札を実施し、第1回目の入札結果は不落札となり、第2回、第3回の再入札の結果いずれも不落札となったため、指名委員会での決定により、最低価格入札者を相手方とした地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び競争入札心得第9条第3項による随意契約を実施することとし、平成26年7月30日建設工事請負契約の締結に関する契約を請負代金額720,846,000円（うち消費税及び地方消費税の額53,396,000円）で締結した。

平成26年8月6日第3回幕別町議会臨時会において、議案第43号工事請負契約の締結についてにより原案可決され、同日相手方である宮坂・加藤特定建設工事共同企業体代表宮坂建設工業株式会社代表取締役へ本契約の締結について通知し、平成26年8月7日契約の締結を行った。

3件目は、幕別町新庁舎建設工事（機械設備その1）で、平成26年7月30日、幕別町町民会館2階講堂において、予定価格（税抜き）227,240,000円、最低制限価格（税抜き）204,516,000円により地方自治法施行令第167条第1項第3号による公募型指名競争入札を実施し、第1回目の入札結果は不落札となり、第2回、第3回の再入札の結果いずれも不落札となったため、指名委員会での決定により、最低価格入札者を相手方とした地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び競争入札心得第9条第3項による随意契約を実施することとし、平成26年7月30日建設工事請負契約の締結に関する契約を請負代金額245,419,200円（うち消費税及び地方消費税の額18,179,200円）で締結した。

平成26年8月6日第3回幕別町議会臨時会において、議案第46号工事請負契約の締結についてにより原案可決され、同日相手方である笹原・原特定建設工事共同企業体代表株式会社笹原商産代表取締役へ本契約の締結について通知し、平成26年8月7日契約の締結を行った。

以上のことから、入札自体は成立しており、結果が不落札であったことを受け地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び競争入札心得第9条第3項に基づき、予定価格の範囲内において最低価格入札者と随意契約を締結したものであり、不透明な措置とはいえ不当でもない。

- (2) 2点目に請求人は、本件新庁舎建設事業において、新庁舎の玄関に吹き抜けを設け、また、中央にはエコボイドなる空間を設け、採光及び換気の用に当てることとしているが、吹き抜けもエコボイドも構造的には単なる空洞であり、これらの設置により建物全体の床面積を増加させることになり、これにより建設費用も増加する可能性がある。エコボイドを設置することの合理性について、これを設置した際の光量の増加によるランニングコスト（電気代）の減少については年406,380円との試算がなされ、検討された形跡があるが、設置しなかった場合の建設費用とランニングコストとの関係については検討された形跡がない。吹き抜けやエコボイドを設置しないことにより増加するランニングコストと、それらを設置しない場合に減少する建設工事代金を比較し、建設工事代金の減少分の方が大きければ、そのような中空構造物を建物内に設けることには経済的合理性が全くなく、地方自治法上の規律を受けることになる公用の建物としては、その設計は不適當であると主張している。

経済的合理性に関して請求人は、本件建物の延べ床面積と工事費用総額からその建設単価が1㎡あたり511,728円で、吹き抜けの2階、3階部分及びエコボイドの1階から3階までの部分は本来必要のないものであるが、この部分の面積の合計は約507.5㎡であり、吹き抜け及びエコボイドを設置することで生じる建物の代金は推計で259,701,960円の増額となる。これを節約できる毎年40万円程度の電気代金で割ると元を取るのに約649年が必要であるとの主張であるが、幕別町新庁舎建設工事面積求積図により「吹き抜け」部分の2階部分（14.55m×6.825m）の99.3㎡、3階部分の（14.55m×6.825m）の99.3㎡、「エコボイド」1階部分（13.8m×6.35m）の87.63㎡、2階部分（13.8m×6.35m）の87.63㎡については建築延床面積に算入されていないため、請求人の主張するような建設費について算定されないものであり、吹き抜け及びエコボイドを配置することで生ずる建物の代金の推計には正当性がない。

新庁舎の建設は、幕別町新庁舎建設基本方針に基づき平成24年11月に幕別町新庁舎建設基本構想が策定され基本設計上の具体的方針が示された中で、省資源や省エネルギーに対応した経済的で維持管理のしやすい環境に配慮した庁舎、環境への負荷をできるだけ低減していくために省エネルギー対応の設備やシステムの導入、自然エネルギーの積極的な活用、エネ

ルギー効率を高める工夫を行い、地球環境に配慮した庁舎とする。省資源や省エネルギーに努めることは、低炭素社会への取り組みや維持管理コストの縮減にも繋がることから、ライフサイクルコストを考慮した上で、環境面にも地域の中での先導的となる施設整備のあり方について配慮するとしている。これを受け基本設計、実施設計において南側吹抜けとエコボイドを配置することにより、ドラフト効果（煙突効果）を利用した夏季の自然換気を行い、OA機器等による過剰な室内温度上昇に対応する。また、ナイトパーズを行うことにより室温の過剰な上昇を抑制し、昼間はエコボイドの窓から採光を行うことにより照明の照度を下げて消費電力を削減し、CO₂の排出及び経費の削減を図るものである。これは、低炭素社会の実現に向けた幕別町の取り組みとして、『第3 “1 認定した事実”』新庁舎建設に至る経緯のとおり町民へ周知説明し、議会で審議した結果幕別町新庁舎建設が採択されたものであり、公用の建物として不適当な設計とはいえず、吹き抜け及びエコボイドを配置する合理的な理由及びその必要性を否定できないのであるから、これを直ちに不当とすることはできない。

- (3) 3点目に請求人は、幕別町新庁舎建設工事に関する契約書において、その第25条で賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する条項が定められており、発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金の変更を請求することができ、この請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残金額の1,000分の15を超える額について請負代金の変更に応じるべき義務が定められており、状況により町が負担しなければならない最終的な請負代金額は、変動前残工事代金額の1,000分の15を超えた部分においては際限なく増大する恐れがあり、町の負担増加は避けがたい可能性があるとの主張である。

幕別町における建設工事請負契約約款は、国と同様に中央建設業審議会の勧告による公共工事標準請負契約約款を使用しており、第25条についても同様の内容となっている。なお、第25条は入札時の積算では通常予見できない激しい物価変動について、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは、建設業法第18条による信義誠実の原則に反し、また、公共工事の品質が確保できなくなる恐れがあることから、事情変更の原則として定めているものである。また、同条において建設工事の請負契約の当事者は各々対等な立場で契約を締結しなければならないと定めており、同法第19条第1項第7号においても価格等の変動若しくは変更に基づく請

負代金の額又は工事内容の変更について契約書に記載しなければならないと定めている。当初の契約の後に事情変更が発生したにも関わらず、当初の契約の履行を求めることは著しく信義誠実の原則に反するものである。

以上のことから、契約書における賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更についての条項は不当でない。

- (4) 4点目に請求人は、平成25年度の幕別町の実質公債費比率は単年度で17.8%であり、また地方債残高は172億4,100万円となっており、特に今後人口の減少が大幅に認められる幕別町において財政運営は困難を極める一方であると予想され、町側が見込んでいる実質公債費比率等の集計に人口減少とそれに伴う住民税収の減少の影響を考慮しているか疑義がある。なお、財政状況の問題に関しては、札内支所についても実施設計に入り、総工費は10億円との見込みも試算されており、このことについても十分に計画を吟味の上、最少の費用で最大の効果を生じさせるよう希望するとの主張である。

実質公債費比率は、決算に基づいて算定される指標で、平成25年度は単年度で14.1%、3カ年平均で16.1%、地方債残高は平成25年度末で168億5,278万5千円であった。今後の見込みについては、平成27年6月23日に開催された議会全員協議会において、札内福祉センター改築事業における財政計画（案）[平成27年6月現在]が町より示された。これによると、新庁舎建設と札内福祉センター改築も含んだ推計として、実質公債費比率（3カ年平均）は平成26年度14.8%、平成27年度14.4%、平成28年度14.5%、平成29年度14.1%、平成30年度13.5%、平成31年度12.9%、平成32年度12.6%、平成33年度12.5%、平成34年度12.3%、平成35年度12.0%、平成36年度11.5%へと低下し、地方債残高については、平成26年度末168億8,300万円、平成27年度末187億3,400万円、平成28年度末183億3,600万円、平成29年度181億100万円、平成30年度175億5,900万円、平成31年度169億3,700万円と一時的に増加するが、平成32年度163億5,000万円、平成33年度157億2,000万円、平成34年度151億円、平成35年度145億3,700万円、平成36年度140億1,600万円に減少すると推計されている。

また、請求人は、実質公債費比率等の集計に人口減少とそれに伴う住民税の減少の影響を考慮しているか疑義があると主張しているが、実質公債費比率の推計は住民税のみではなく、標準税収入額、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額等を基に総合的に推計されるものである。更に、実質公債費比率という指標は、健全とされる基準内にあるかどうかをもって財政の健全性を測るためのものであり、幕別町が早期健全化基準（25%）を大きく下回っているこ

とから、幕別町の財政の健全性は維持されているものと判断する。

以上のことから、札内福祉センター改築事業計画も含め、幕別町の財政状況が逼迫しているとはいえない。

以上(1)から(4)まで請求人の主張を検証してきたが、いずれも幕別町の判断に広範な裁量権の著しい逸脱又は濫用があるとはいえず、地方自治法第2条第14項に違反するものではない。

また、手続き的に明白な瑕疵があるとはいえないと判断する。よって、不当でもない。

3 監査の結論

本監査請求書「監査委員に求める措置(1)：幕別町新庁舎工事に関し、不当な公金を支出してはならない。」については、不当な公金の支出とする請求人の主張については理由がないものと判断し、棄却することと決定した。

また、「監査委員に求める措置(2)：仮に幕別町長が幕別町新庁舎工事に関し不当な公金を支出した場合には、幕別町長に対し、その公金の返還を請求すること。」についても、上記のとおり不当な公金の支出とする請求人の主張は理由がないものと判断し、棄却することと決定した。